

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（令和三年国税庁告示第二号）の一部を改正する件（案）」に対する意見募集の結果について

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（令和三年国税庁告示第二号）の一部を改正する件（案）」については、令和5年3月1日（水）から令和5年3月30日（木）までホームページを通じて意見募集を行ったところ、3件の御意見をいただきました。

御意見ありがとうございました。

1 御意見の提出状況

○ 郵便等によるもの	1 件
○ FAXによるもの	0 件
○ インターネットによるもの	2 件
合 計	3 件

2 御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見に対する国税庁の考え方は以下のとおりです。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>別紙2（告示案）のファイル中「○国税庁告示第●号」とあるが、「○」の意味は何か。空白（スペース）ということか。</p> <p>「●」は告示番号等を告示時に挿入するのは理解できるが、国税庁ウェブサイトにある過去の告示を確認したが「○」がなかったので確認したい。</p> <p>あわせて、告示番号が少なくとも令和4年6月30日の国税庁告示第27号では、従来の漢数字から英数字に変わったようだが、何か運用が変わったのか。</p>	<p>「○」は、空白（スペース）ではなく、告示番号の先頭に付す符号として使用しております。</p> <p>また、告示番号については、国税庁ホームページに掲載する際、漢数字やアラビア数字で記載しております。</p> <p>御意見ありがとうございました。</p>
2	<p>《場所》 PDF 2P目 四の上から7列目～9列目 《意見》 『若しくは同法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書』を、外しては、どうでしょうか。 《理由》 移動端末設備用利用者証明用電子証明書なんて定めたら、スマホを利用するのにマイナカードが必須になってきますし、マイナカードを利用しない人たちがスマホを利用できなくなってしまう。 便利さとひきかえに個人情報の入ったカードを作らせるのは、憲法違反に当たるのでは、ないでしょうか。</p>	<p>従来、法人設立ワンストップサービス利用に当たっては、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による本人認証方式のみでした。これに、移動端末設備用利用者証明用電子証明書による本人認証方式が加わることから、その本人認証方式でもオンラインでの法人番号の通知が可能となるよう、本告示を改正するものです。</p> <p>本告示の改正により、スマートフォンの利用にマイナンバーカードが必須になることはありませんし、マイナンバーカードを利用しない方がスマートフォンを利用できなくなることはありません。</p> <p>以上のことから、告示案のとおりとさせていただきます。</p> <p>御意見ありがとうございました。</p>
3	<p>別紙2の2枚目の備考欄の「傍線部分」は「下線部分」の誤記ではないか？</p>	<p>官報では縦書きとなるため、「傍線」としていたものです。</p> <p>御意見ありがとうございました。</p>